件	名	愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例
・主管	課	健康増進課
根拠法令等		

# 【制定の概要】

地域自殺対策緊急強化交付金を原資とする基金の設置

# 1 設置

<u>地域における自殺対策を緊急に強化</u>するために要する経費の財源に充てるため、地域自殺 対策緊急強化基金を設置する。

# 2 積立て

一般会計歳入歳出予算で定める額

3 管理

現金は、最も確実かつ有利な方法により保管

4 運用益金の処理

収益は、予算に計上して、基金に編入

5 処分

目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

6 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

施行日

公布の日(平成 24 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 12 月 31 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。)

#### 【その他参考事項】

- 1 事業実施主体 県、市町
- **2 事業実施期間** 平成 21~23 年度 (3 年間)
- 3 事業内容
  - ①対面型相談支援事業 関係行政機関や民間団体が行う専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)を活用した自殺対策の相談
  - ②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談

③人材養成事業

適切な対応、支援を行う人材の養成

④普及啓発事業

自殺予防のための広報啓発

⑤強化モデル事業

パトロール活動の支援、一時的避難場所の提供、遺族の支援等、地

域の実情を踏まえて事業実施主体が選択する事業

#### 4 基金繰入額見込み

1億7,000万円

#### 5 基金の残額の処分

基金は平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは同年 12 月 31 日までに国庫に 納付